

加治木労働基準監督署発表
令和 8 年 4 月 17 日

令和 8 年 4 月 17 日
【照会先】
加治木労働基準監督署
署長 山口 大輔
○監督課長 米永 和真
(電話) 0995(63)2035

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

加治木労働基準監督署(署長 山口 大輔)は、本日、足場組立解体業の個人事業主を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和 8 年 3 月 23 日、始良市西餅田の木造平屋建て家屋の外装塗装工事現場において、高さ約 3.3 メートルの屋根の上で労働者が作業を行う際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

松田組 代表者 A
所在地：鹿児島県鹿児島市宇宿
事業内容：足場組立解体業

2 違反条文

労働安全衛生法違反
同法第 21 条第 2 項
労働安全衛生規則第 519 条第 1 項
同法第 119 条第 1 号(罰則)

3 災害の概要

令和 8 年 3 月 23 日、始良市西餅田に所在する木造家屋平屋建ての外装塗装工事現場において、高さ約 3.3 メートルの屋根の上で、労働者 B が木造家屋建物の外周に設置した足場へ飛散防止用シートを取り付ける作業を行っていたところ、地上へ墜落し、死亡する災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ 2 メートル以上の作業床の端等で作業を行う場合、墜

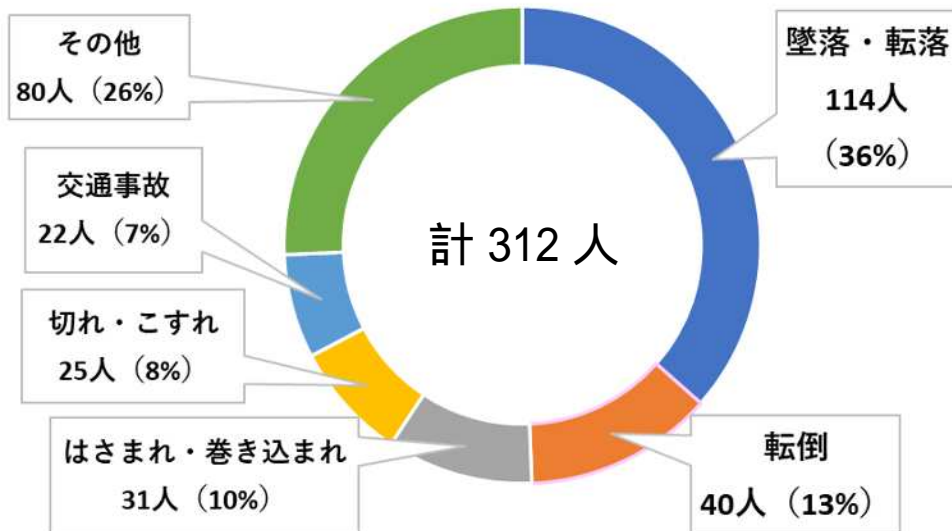
落による危険を防止するため、囲い、手すり等を設けることが規定されていますが、災害発生時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

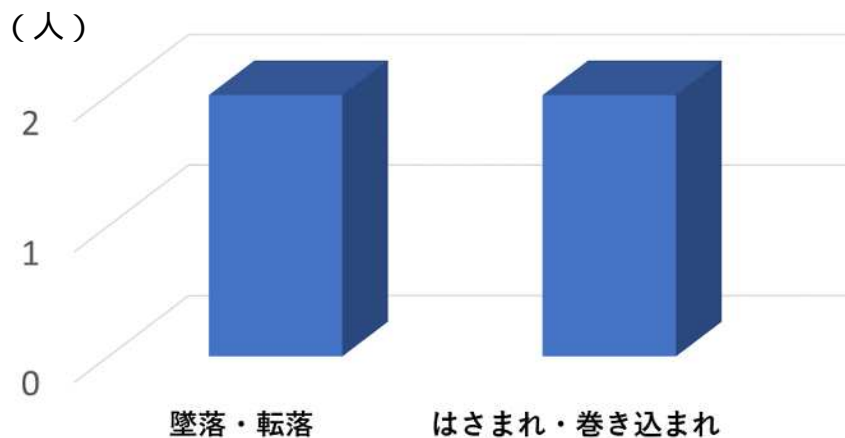
令和7年における県内建設業の労働災害発生状況は下記グラフのとおりであり、本件のような「墜落・転落」による災害は、建設業における労働災害の3分の1を占めており、一度発生すると重篤な災害につながりやすいことから、加治木労働基準監督署においては、同種災害発生防止の徹底を図るべく、立入調査を行ってまいります。

【令和7年 鹿児島県 建設業 労働災害発生状況】

休業4日以上死傷者数（事故の型別）



死亡者数



【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十一条（第一項 略）

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

（第二号以下省略）

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

（第二項 略）